

岩洞活性化センター利用約款

第1章 総則

(目的)

第1条 この約款は、盛岡市活性化センター条例（平成17年盛岡市条例第88号。以下「条例」という。）に基づき、岩洞活性化センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 センターの利用については、条例その他法令に定めるもののほか、この約款の定めるところによる。

2 利用者は、この約款を遵守しなければならない。

(用語)

第3条 この約款において「利用者」とは、条例第5条第1項の規定による使用許可を受けた者及びその同行者をいう。

(反社会的勢力の定義)

第3条の2 この約款において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他これらに準ずる者をいう。

第2章 利用申込み及び利用料金

(利用申込み)

第4条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が定める方法により申込みを行い、使用許可を受けなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第4条の2 指定管理者は、利用しようとする者又はその同行者が反社会的勢力であると認められるときは、利用の申込みを承諾しないものとする。

2 指定管理者は、利用者又はその同行者が使用許可を受けた後に反社会的勢力であることが判明したときは、条例第6条の規定によりその許可を取り消すことができる。

(利用料金)

第5条 利用者は、条例及び指定管理者が定める利用料金を指定された期日までに納付しなければならない。

(利用内容の変更)

第6条 利用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の取消し)

第7条 利用者は、利用を取り消そうとするときは、速やかに指定管理者へ届け出なければならない。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかったときその他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、利用料金の全部または一部を還付することができる。

第3章 利用者の遵守事項

(遵守事項)

第8条 利用者は、センターの施設及び設備を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、指定管理者又は職員の指示に従わなければならない。

(禁止行為)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (3) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (4) 指定管理者の許可を受けずに物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること
- (5) 指定管理者の許可を受けずにポスター、チラシその他の印刷物を掲示し、又は配布すること
- (6) 指定された場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に支障を及ぼす行為

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、利用者が条例又はこの約款に違反したときは、利用の制限、中止又は退去を命ずることができる。

第4章 宿泊利用に関する特則

(宿泊者名簿)

第11条 宿泊利用者は、指定管理者が求める事項を宿泊者名簿に記載しなければならない。

(宿泊予約の無断不履行の取扱い)

第11条の2 指定管理者は、宿泊利用者が連絡をしないで宿泊利用日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻の明示があった場合は、その時刻から3時間を経過した時刻）を経過しても到着しないときは、当該宿泊利用の申込みは取り消されたものとみなすことができる。

(宿泊利用時間)

第12条 宿泊利用時間は、午後4時から翌日午前10時まで（条例別表第2号関係）とする。

(チェックイン及びチェックアウト)

第13条 チェックイン時間は午後4時以降、チェックアウト時間は午前10時迄とする。

(客室等の利用)

第14条 宿泊利用者は、客室その他指定管理者が指定する場所を適正に利用しなければならない。

(自炊設備の利用)

第14条の2 センターは、食事の提供を行わない。

2 宿泊利用者は、備付けの調理設備（IH クッキングヒーター）を利用して自炊することができる。この場合において、宿泊利用者は、自己の責任において調理及び後片付けを行わなければならない。

3 宿泊利用者は、前項の調理設備の使用に当たっては、火災予防上指定管理者が定める事項を遵守しなければならない。

(安全確保)

第15条 宿泊利用者は、あらかじめ非常口、避難経路及び消火設備の設置場所を確認し、災害その他緊急時には職員の指示に従わなければならない。

(貴重品等の管理)

第 16 条 現金、貴重品その他の携行品は、利用者の責任において管理するものとする。

2 指定管理者は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、盗難、紛失その他の事故について責任を負わない。

(遺留物品の取扱い)

第 16 条の 2 指定管理者は、宿泊利用者がチェックアウトした後にセンター内に物品の遺留を発見したときは、当該所有者に連絡し、その指示を求めるものとする。ただし、所有者が判明しないとき、又は指示が得られないときは、発見の日から 7 日間保管した後、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）の定めるところにより最寄りの警察署に届け出るものとする。

(管理人が不在となる時間帯の対応)

第 16 条の 3 指定管理者は、管理人が不在となる時間帯をあらかじめ定め、宿泊利用者に周知するものとする。

2 前項の時間帯において事故又は災害が発生したときは、宿泊利用者は、指定管理者があらかじめ定める緊急連絡先に連絡するものとする。

(駐車場の利用)

第 16 条の 4 宿泊利用者が駐車場を利用する場合、指定管理者は駐車を提供するものであって、車両及びその積載物の管理責任を負うものではない。ただし、駐車場の管理に当たり、指定管理者の故意又は過失によって損害を与えたときは、この限りでない。

第 5 章 損害賠償等

(原状回復)

第 17 条 利用者は、利用を終了したときは、施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、条例の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

第6章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、利用申込みその他センターの管理運営に伴い取得した個人情報を、関係法令及び条例の定めるところにより適正に管理するものとする。

(天災等不可抗力による利用不能の場合の取扱い)

第19条の2 指定管理者は、天災その他やむを得ない事由によりセンターを利用させることができないときは、その責めを負わない。

第7章 雑則

(約款の改定)

第20条 指定管理者は、法令の改正、施設運営上の必要その他相当の理由があると認めるときは、市と協議の上、この約款を改定することができる。

(補則)

第21条 この約款に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

岩洞活性化センター指定管理者：藪川地区活性化推進協議会